

介護保険料についてのお知らせ

「第4期介護保険事業計画」を策定しました!

介護保険では、3年ごとに介護保険事業計画の見直しを行うことになっており、平成20年度末に第4期(計画期間/平成21~23年度)事業計画を策定しました。

第4期事業計画では、計画期間中の事業の見通しや介護保険サービスの利用見込量を推計するとともに、事業費の見込額を試算しています。

介護保険料の算定方法

介護保険の財源は、国、県、市町村の負担金が50%、40歳から64歳の方の保険料が30%、65歳以上の方の保険料が20%となっています。

また、65歳以上の方の保険料は、事業計画で試算した事業費の見込額をもとに、必要な介護サービス費用等がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決められます。

基準額 = 事業費の見込額 × 65歳以上の方の負担分 (20%) ÷ 大里広域市町内にお住まいの65歳以上の方の人数
大里広域市町村圏組合の基準額は、47,800円(年額)です。

第1号被保険者(65歳以上)の方の平成21~23年度の介護保険料は右の表のとおりです

保険料は、年金から差し引かれる方(特別徴収)と、組合が発行する納付書で納めていただく方(普通徴収)に分かれます。保険料は、みんなで制度を支え合う大切な財源です。介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

介護保険料所得段階を7段階に区分(介護保険料金額表参照)

第4期の介護保険料については、所得段階を7段階としました(第3期では、所得段階は6段階でした)。第1段階から第5段階までは、対象となる方の区分要件は第3期と同じです。

第3期での第6段階は「本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方」でしたが、第4期では、「前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方」としました。基準額に対する割合は1.5倍です。

また、保険料基準額の上昇を抑えるため、新たに第7段階として「本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方」の段階を設け、基準額に対する割合を1.75倍としました。

第4段階に保険料軽減の特例(介護保険料金額表参照)

第4段階に該当し、「前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方」の保険料について、平成21年度から23年度までの3年間に限り、基準額に対する割合を0.9倍とする保険料の軽減措置を講じます(介護保険料金額表には、特例第4段階と表記)。

保険料は3年間同額

介護従事者の処遇改善のために介護報酬が改定されました。この影響による保険料の上昇を抑えるため、平成21年度は増分の全額、平成22年度は増分の半額が臨時特例交付金として国から交付されます。国では、この負担の仕方により、保険料が毎年度変更になることを予定していましたが、保険者の判断で3年間同額にできることから、組合では3年間同額としました。

問い合わせ/大里広域市町村圏組合介護保険課(☎501・1330)、または寄居介護保険事務所(健康福祉課内、☎581・2121内線123・124)へ。



所得段階	対象	保険料の年額
第1段階	・高齢福祉年金受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護受給者	基準額×0.5 (年額23,900円)
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.5 (年額23,900円)
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方	基準額×0.75 (年額35,800円)
特例第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9 (年額43,000円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税の方	基準額 (年額47,800円)
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25 (年額59,700円)
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5 (年額71,700円)
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額×1.75 (年額83,600円)

脳ドック
対象/次の要件のすべてに該当する方
①②③までは人間ドック助成と同じ
④平成21年度に人間ドック検診を希望しない方
検診機関/
○埼玉よりい病院(寄居町)
○埼玉よりい病院(寄居町)

人間ドック
対象/次の要件のすべてに該当する方
①寄居町国民健康保険に加入して1年を経過した方
②受検日当日35歳以上の方
③国民健康保険税を完納または完納見込みの方
④平成21年度に脳ドック検診を希望しない方
⑤平成21年度に特定健康診査(今年9月実施予定)を受診しない方
検診機関/
○埼玉よりい病院(寄居町)
○藤岡病院(熊谷市)
○熊谷生協病院(熊谷市)
○熊谷市総合健診センター(深谷市)
○埼玉成恵会病院(東松山市)
○小川赤十字病院(小川町)
○本庄総合病院(本庄市)
助成額/25,000円以内

人間ドック・脳ドックの検診料助成制度



国保マスコット 健康まもるくん

寄居町国民健康保険に加入している皆さんへ

町の国民健康保険では、加入している方に対して、給付や助成事業を行っています。ぜひ活用ください。

○関東脳神経外科病院(熊谷市)
○磯部クリニック(深谷市)
○小川赤十字病院(小川町)
助成額/25,000円以内
申し込み/随時申し込みを受け付けていますので、ご希望の方は国民健康保険被保険者証を持参のうえ、町民課の窓口へお越しください。

出産育児一時金の受領委任制度

出産育児一時金とは:
被保険者が出産したときに、申請により38万円(もしくは35万円)が支給されます。妊娠週数12週(85日)以降であれば死産・流産でも支給されます。ただし、他の健康保険から支給される場合は、国民健康保険からは支給されません。
受領委任(受取代理)制度とは:
出産する方の経済的負担を軽減するため、医療機関等が被保険者に代わって、出産費用(38万円もしくは35万円)として、出産育児一時金を受け取るものです。

対象/国民健康保険税の滞納が無い世帯に属する妊娠週数12週(85日)以降の被保険者
申請方法/妊娠週数12週を経過後、申請書の交付を受け、医療機関等の同意を得た後、出産予定日の2カ月以内

内になりましたら、申請してください。申請に必要なもの/国民健康保険被保険者証、母子健康手帳などの妊娠週数12週以上であることが確認できるもの

出産育児一時金の支給額について:
今年1月から「産科医療補償制度」がスタートしたことに伴い、出産育児一時金の支給額が見直されました。

38万円となる場合

産科医療補償制度に加入する医療機関等(以下、加入分娩機関)で、今年1月1日以降、妊娠週数22週に達した日以後に出産をした場合

35万円となる場合

・加入分娩機関以外(産科医療補償制度に未加入)で出産した場合
・加入分娩機関での出産で、妊娠週数22週未満に出産した場合

入院時の食事代の減額制度

町の国民健康保険に加入している方は、入院したときに食事代として、標準負担額のみを支払います。ただし、住民税非課税世帯および低所得者Ⅰ・Ⅱに区分される方については、「減額認定証」を医療機関の窓口提示することにより下の表のように

入院時の食事代の標準負担額(1食あたり)

一般(下記以外の方)		260円
○住民税非課税世帯 ○70歳以上で低所得者Ⅱ(注1)	90日までの入院※	210円
	90日を超える入院※	160円
70歳以上で低所得者Ⅰ(注2)		100円

注1) 低所得者Ⅱとは、同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税の方
注2) 低所得者Ⅰとは、同一世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税で、各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方
※入院日数は、過去12カ月の合計日数です。

負担額が減額されます。該当すると思われる方は、入院する前に町民課へ申請をして「減額認定証」の交付を受けてください。

問い合わせ/町民課(☎581・2121内線106・107)へ。